

事務事業事後評価表

〈基本情報〉

事務事業の名称 [1]	保育所運営事業		担当課 [2]	子育て支援課			
			評価者(担当者)	鷲森 豊満			
総合計画での位置付け [3]	基本目標(章)	⑤いきいきと暮らせる福祉のまちづくり					重点 施策 [4] <input checked="" type="checkbox"/> 該当
	主要施策(節)	(3) 社会福祉の充実					
	施策区分	(1) 子育て支援の充実					
実施の根拠(複数回答可) [5]	<input type="checkbox"/> 市長公約 <input type="checkbox"/> 新市建設計画【 年度予定 金額 千円】 <input checked="" type="checkbox"/> 法令、県・市条例等【 児童福祉法、玉名市保育所における保育に関する条例、玉名市保育所条例等 】 <input checked="" type="checkbox"/> その他の計画【 市次世代育成支援行動計画(後期計画)、保育所保育指針 】 <input type="checkbox"/> 該当なし						
事業区分 [6]	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設の維持管理事業 <input type="checkbox"/> 内部管理事務 <input type="checkbox"/> 計画等の策定事務						
会計区分 [7]	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 特別・企業会計【 】 款 3 項 2 目 4 細目 1						

〈事務事業の目的〉

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) [8]	保護者の労働や病気等の理由で家庭において保育ができない乳幼児を、心身ともに健やかに育てられるよう支援する必要がある。
対象(誰、何に対して) [9]	日常的に家庭で保育できない就学前の児童及びその保護者
意図(どのような状態にしたいのか) [10]	保護者が仕事や病気などの理由で、家庭において保育することができない場合に、その児童を保護者に代わって保育することにより、仕事と子育ての両立を支援する。

〈事務事業の概要〉

事業期間 [11]	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【 年度】 【 H17 年度から】 【 年度～ 年度まで】					
事業主体 [12]	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> その他【 】					
実施方法 [13]	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付 <input type="checkbox"/> その他【 】					
事務事業の具体的内容 [14]	・保護者の仕事と子育ての両立を支援するために保育サービスを実施 ・保護者の就労形態の多様化に対するために保育時間の延長や休日保育を実施 ・児童の発達状況を踏まえ集団の中で配慮した保育を実施する保育所に補助金を交付 ・保育サービスの充実のため民営化を推進。専門的意見を聴取するため民営化検討委員会を開催	<table style="border: none; width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事務事業を構成する細事業 [15]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="padding-left: 10px;"> ① 公立保育所運営事業 ② 私立保育園運営事業 ③ 延長保育促進事業 ④ 障害児保育事業 ⑤ 民営化推進事業 </td> </tr> </table>	事務事業を構成する細事業 [15]		⇒	① 公立保育所運営事業 ② 私立保育園運営事業 ③ 延長保育促進事業 ④ 障害児保育事業 ⑤ 民営化推進事業
事務事業を構成する細事業 [15]						
⇒	① 公立保育所運営事業 ② 私立保育園運営事業 ③ 延長保育促進事業 ④ 障害児保育事業 ⑤ 民営化推進事業					

〈事務事業実施に係るコスト〉

			H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算	全体計画
投入コスト	事業費 (千円)	国庫支出金 50 %	291,649	376,221	380,125	369,029	
		県支出金 25 %	197,969	250,818	311,831	248,428	
		起債 %					
		受益者負担	299,091	296,487	304,092	338,294	
		その他	16,267	9,890	9,114	8,842	
		一般財源	496,168	452,448	526,226	454,828	
	[16] 小 計	1,301,144	1,385,864	1,531,388	1,419,421	0	
	[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)	155,174	103,152	107,621	128,017		
職人 員 件 の 費	職員人工数	2.30	2.70	2.18	2.18		
	職員の年間平均給与額(千円)	5,685	5,610	5,610	5,610		
	[17] 小 計	13,076	15,147	12,230	12,230		
合 計			1,314,220	1,401,011	1,543,618	1,431,651	

《事務事業の手段と活動指標》【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H23実績	H24実績	H25実績	H26計画
① 公立保育所運営事業	保護者に代わって公立保育所において保育を実施する。	施設数(市内)	園	9	7	7	7
		施設数(市外)	園	6	7	3	3
② 私立保育園運営事業	保護者に代わって私立保育園において保育を実施する。	施設数(市内)	園	10	13	13	13
		施設数(市外)	園	25	22	18	15
③ 延長保育促進事業	保育時間を延長して保育を実施する。	延長保育事業実施施設数	園	15	16	16	20
④ 障害児保育事業	障害児を保育する保育所に実施に係る費用の一部を補助する。	障害児保育事業実施施設数	園	12	12	4	6
⑤ 民営化推進事業	公立保育所の民営化を推進するため、検討委員会を開催する。	検討委員会開催回数	回	0	1	3	0

《事務事業の成果》【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H23目標	H24目標	H25目標	H26目標
			H23実績	H24実績	H25実績	H26実績
1 保育所月平均利用児童数	月に保育所を利用した平均児童数	人	1,650	1,650	1,650	1,650
			1,655	1,660	1,672	
2 延長保育事業利用児童数	延長保育を利用した年間延べ児童数	人	41,000	45,000	45,000	45,000
			44,584	45,355	42,853	

《事務事業の評価》

評価項目	評価の視点	評価	評価の説明
妥当性 (判定) A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	市は児童福祉法に基づき、保育に欠ける児童を保育する実施責任を有しており、事業を廃止又は休止した場合、保護者の就労等の機会を断つことになる。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、役割が薄れていないか。	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	
有効性 (判定) B	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	
効率性 (判定) B	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	運営費は、国の基準であるためコスト低減の余地はないが、公立保育所の民営化を進めていくことで、コスト削減やサービス向上が図れる。
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	

《今後の方向性と改善》

今後の方向性【31】	<input type="checkbox"/> 拡充して継続 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小を検討 <input type="checkbox"/> 休止・廃止を検討 <input checked="" type="checkbox"/> 細事業の効率化【 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 民間活用 <input type="checkbox"/> 他事業と統合 <input type="checkbox"/> 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	平成19年3月に制定された第一次行政改革大綱に基づき、平成24年度までに5園を民営化した。引き続き、民営化等について検討するため、保育所民営化検討委員会を設置し、民営化だけではなく今後の公立保育所の在り方や市全体の公私立保育園の姿を検討、審議し、平成25年12月に市長に対して「建議書」が提出された。今後は、建議書の内容を踏まえ、民営化等保育所のあり方を検討していく。
昨年からの見直し・改善状況【32】	特になし

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見【33】	各保育所の運営事業は、保護者の利用を考え適切に実施されている。保育サービス向上について、子ども・子育て支援事業計画の中で検討していく。	評価責任者 中野 幸子
------------------	---	----------------